

平成29年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 商工農水部  
     商工課 観光・シティプロモーション課 農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター  
     けいりん事業課  
 3 監査実施期間 平成29年 5月 9日から平成29年 5月11日まで  
 4 監査結果報告 平成29年11月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【商工課】

<p>(1) 備品管理について                  所属長の抽出実査の記録について、日付の記載及び確認印の押印が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月14日                  事前調査後、抽出実査の記録の様式を所属長の抽出確認日及び確認印があるものに改め、日付の記載及び確認印を押印した。今後このような不備が生じないように、確認を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
--	---

【観光・シティプロモーション課】

<p>(1) 支出事務について                  次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 委託料の支出に係る支出負担行為書及び支出命令書において、受託者の住所の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月12日                  指摘による事項については、2ヵ所の住所で登録のある同一企業であり、支払については適正に行われたことを確認し、記載誤りを修正した。今後このような不備が生じないように確認・審査を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>イ 委託料の支出に係る見積書において、見積者の住所の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月18日                  指摘による事項については、直ちに見積者に連絡し、不備のない見積書を提出させた。今後このような不備が生じないように確認・審査を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>(2) 備品管理について 備品の全件実査及び所属長の抜き取り実査が行われていなかった。四日市市会計規則第151条に基づき、年度末には必ず実査を行い、その記録を文書にして残すこと。</p>	<p>【 検討中 】 平成30年 2月28日 速やかに全ての備品の実査及び所属長の抜き取り実査を行い、台帳との数量突合を行うとともに、失念していた実査記録を作成し文書に残した。年度末には備品の実査を行い、その記録を必ず文書に残すことを徹底していく。</p>
	<p>【 措置済 】 平成30年 3月30日 年度末に全ての備品の実査及び所属長の抜き取り実査を行い、台帳との数量突合を行うとともに、実査記録を作成し文書に残した。今後も年度末には備品の実査を行い、その記録を必ず文書に残すことを徹底していく。</p>

【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】

<p>(1) 現金等の管理について 重量税印紙受払簿において、受入時から払出日までの残数の確認漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 【農業センター】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年 4月12日 重量税印紙受払簿に受入時から払出日までの確認日及び残数確認を記入し、是正した。今後は適正な事務処理を行い、記入、確認漏れがないよう全職員に周知徹底した。</p>
<p>(2) 支出事務について 修繕料の支出において、見積書と請求書の代表者印の不一致が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。 【農業センター】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年 4月12日 提出された書類に不備等がないかを、複数の職員で十分に確認するよう周知徹底を図るとともに、該当業者には、見積書と請求書の代表者印の統一など、不備のない書類作成について指導した。</p>
<p>(3) 備品管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 備品ラベルの貼付漏れ。 【食肉センター・食肉地方卸売市場】 【農業センター】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年 4月14日 剥がれていた備品に再度ラベルを貼り付けるとともに、剥がれ防止のためセロハンテープで補強した。</p>
<p>イ 備品を入れた箱の鍵が所在不明。 【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年11月20日 顕微鏡の箱を開き、現物を確認するとともに不用備品の利活用及び処分要領に基づき棄却処分した。</p>

<p>(4) 文書管理について 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ及び訂正印の押印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月11日 自動車運行日誌の記載漏れ及び訂正印の押印漏れ箇所の補正を行うとともに、全職員に対して、自動車運行日誌は公文書であり、丁寧かつ適切な事務処理を心がけるよう指導した。また、運行日誌に記載時の注意事項を表記するとともに、所属長のみでは不備のあった自動車運行日誌のチェックを、所属長に加え、文書取扱主任を含む複数の目でチェックするように改めた。</p>
---	---

【けいりん事業課】

<p>(1) 支出事務について 全額前金払した保険料について、履行確認がされていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月 9日 履行確認がされていない保険料の支出について履行確認を行った。今後、前金払した支出について、履行確認を行うことを全職員に徹底した。</p>
<p>(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 自動車運行日誌において、目的及び運行区間の目的の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月 9日 記載漏れのあった目的の箇所を記載した。今後、所属長及び運転者による確認を徹底する。</p>
<p>イ 回議付せんにおいて、決裁区分、分類区分、保存期間及び保存年限の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月 9日 記載漏れのあった回議付せんの決裁区分、分類区分、保存期間及び保存年限の箇所を記載した。今後、決裁権者、文書取扱主任、承認者及び起案者による確認を徹底する。</p>

## 平成29年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 | 監査対象   | 商工農水部<br>商工課 観光・シティプロモーション課 農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター<br>けいりん事業課 |
| 3 | 監査実施期間 | 平成29年 5月 9日から平成29年 5月11日まで  |
| 4 | 監査結果報告 | 平成29年11月30日   |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【商工課】

<p>共通（1）財産管理について&lt;所属長の抽出実査と記録保存の徹底&gt;                  担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質（破損、劣化、陳腐化）、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。                  所属長は、担当者の全点実査の5%を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日                  平成29年度末に担当者が全財産を実査し、その際には、台帳との数量突合・紛失の有無や品質・使用状況等の確認を行い、その記録を文書にして残した。また、所属長により、全点実査の5%の抽出実査を行い、財産の状況等の確認を行った。今後も年度末に担当者及び所属長の備品の実査を行い、その記録を必ず文書に残すことを徹底していく。</p>
<p>共通（2）委託業務について                  委託契約後は、業者牽制のため、経費項目ごとに業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日                  委託業務については、担当者が適宜現場確認を行い、把握するように努めている。また、実査業務強化のために、現場確認の方法やマニュアル等の作成について引き続き取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 平成30年11月30日                  委託業務については、担当者が適宜現場確認を行い、把握に努めており、担当者以外の職員による現場確認も実施している。現場確認の方法やマニュアル等の作成について引き続き取り組んでいく。</p>

<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成３０年 ５月３１日                  平成２９年度は１名増員し、時間外勤務が年間３６０時間を超えた課内の職員数は、平成２８年度は１０名、平成２９年度は９名であり、前年度に比べ１名減少した。今後も、所属長により職員の時間外勤務の実態を実査し、課内の業務分担等を随時確認することで、業務の見直しや、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成３０年１１月３０日                  平成３０年度４月から１１月までの月あたりの時間外勤務について、３０時間を超えた職員は７名であり、現時点で前年度に比べ２名減少している。来年度からは新たな事業が増加するため、引き続き、課内の業務分担等を精査し、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成３０年 ５月３１日                  平成２９年度は１名増員し、時間外勤務が年間３６０時間を超えた課内の職員数は、平成２８年度は１０名、平成２９年度は９名であり、前年度に比べ１名減少した。所属長は、風通しのよい職場づくりを目指し、業務内容・分担の見直しを行い、時間外勤務の縮減を図るほか、職員の余暇活動を促進するため、アニバーサリー休暇やチャレンジ休暇の取得について各職員の計画を作成した。今後も、働きやすい職場となるよう改善に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成３０年１１月３０日                  平成３０年度４月から１１月までの月あたりの時間外勤務について、３０時間を超えた職員は７名であり、現時点で前年度に比べ２名減少している。また、休暇についても、アニバーサリー休暇及びチャレンジ休暇の両方取得した職員もおり、引き続き時間外勤務の縮減や休暇取得の促進を図り、働きやすい職場作りに努めていく。</p>

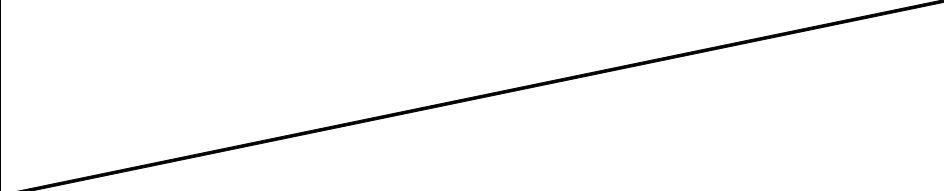
<p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員が、平成28年度は2名いたが、平成29年度は0名であり改善している。引き続き、特定の職員に業務が集中しないように業務の進捗・勤務状況を把握し、相互協力を図っていくよう努力する。</p>
<p>共通(4) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 2日 前回の定期監査で指摘された事項を含め、職員一人ひとりに注意を払うよう指導した。また、平成30年度からは上位職による牽制やサポートを図るため、係だけでなく補佐2名と課長によるチェックを行うことで複数の目によるチェック体制を強化した。</p>
<p>(1) 預金の管理について 融資預託金について、通帳と印鑑は別々に保管されており、現在でも事故予防のための一定の牽制は働いている。しかし、各通帳の残高を合計すると相当な額になることから、改めて保管方法の検討を行い、適正管理を徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 通帳と印鑑の保管方法を検討した結果、印鑑は公印を使用することとした。また保管方法・取扱いについては、四日市市公印規則の公印取扱いの原則に基づき、管理することに改めた。</p>
<p>(2) 労働事情、商業動向及び工業動向の調査研究について 商工課の事務分掌として、係ごとにそれぞれ労働事情、商業動向及び工業動向の調査研究に関することと定められている。しかし、その実態が見えにくく、効果的に機能していない。 各種施策の企画立案に資するため、係長は係ごとの調査研究方法や活用の仕方などを改めて見直すこと。加えて、調査で収集した情報の分析研究を半年ごとにまとめ、部長会議や関連部署に定期的に配付すること。またそれを記録として残し、時系列の分析に用いること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 平成28年度は阿倉川の定期市、平成29年度は塩浜の定期市を調査し、商業動向の変化をとらえるとともに、平成30年度においては市内全域の買い物傾向調査を実施するよう措置した。また、毎年実施している歩行者流量調査については、調査結果がまちづくりと関連することから都市計画課と共有している。 また、平成30年度から雇用実態調査の結果を企業における雇用支援等の予算に反映できるよう調査時期を前倒しにし、各係の視点から調査項目の検討を行っているほか、企業訪問等を行った際の情報等各係で収集したものについては、課内で共有を行っている。</p>

<p>(3) 海外姉妹・友好都市との交流について 本市は平成28年8月、ベトナムの計画投資省外国投資庁及びハイフォン市と経済交流に関する覚書を締結した。そして、ロングビーチ市や天津市とも海外交流を続けている。この交流をさらに進化させるため、組織や財政などの行政システム、環境改善や文化保全、市内企業の育成方法、教育改革など「細目かつ実務ベースの意見交換会」+「見学会・スポーツ大会など」を「20～30歳代の職員が英語で実践する」ことを提言する。「より深耕的・実践的な交流」と「10年、20年先を見た職員同士の人的なつながりの強化」から、より大きな成果の実現を期待したい。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年11月30日 ベトナム計画投資省外国投資庁及びハイフォン市と締結した覚書は、双方の経済訪問団の受け入れや、ベトナムに関する情報提供や経済活動を支援するために締結したものである。これにより商工課では、経済訪問団の派遣や、市内企業へのベトナムに関する情報提供や商談会費用について補助を実施している。 一方、ロングビーチ市、天津市との交流については、秘書国際課が担当していることから、これら両市との交流の進化に関する提言については、担当課に伝えさせていただいた。</p>
<p>(4) 人的ネットワークづくりについて 本市出身の中央官庁の官僚、三重県や東京事務所の若手職員による勉強会が平成28年度に立ち上げられ、今後の政策形成に活かすべく活動している。回数を積み重ねることで、お互いに顔の見える関係が深まり、有用な情報を得られる人的ネットワークの形成が期待されるので、関連するテーマであれば、商工課からも積極的に参画すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年11月30日 本市出身の中央官庁の若手職員との勉強会については、立ち上げ時期から、当課の職員も参加し、意見交換を行い人的ネットワークの構築に努めている。また、参加案内等があれば積極的に参加していく。</p>
<p>(5) 障害者雇用の推進について 市内の障害者雇用率は年々上昇してきている。国、県などと連携し、就労コーディネーターの一層の活用や、事業者に対する周知啓発を通じて、引き続き障害者の就労の定着に向けた取組みに努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 1日 平成30年2月に三重労働局と雇用対策協定を締結し、相互の連携を更に強化し障害者の就労支援に取り組んでいくことを確認した。また、就労コーディネーターによる企業訪問や人権啓発企業連絡会会員企業向けの研修等を通して、障害者雇用の推進について事業者にも周知啓発を行った。</p>
<p>(6) 労働関係団体等との連絡調整について 施策の企画立案のため、さまざまな労働関係団体等と情報交換を行っている。市としては幅広くバランスのとれた情報収集が必要であるので、意見を聞く団体に偏りが生じることのないよう、整理してリスト化しておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月11日 労働団体とは毎年度定期的に情報交換を行っており、情報交換を行った団体及び内容について整理を行っており、内容が偏ることのないよう引き続き整理を行っていく。</p>
<p>(7) 公の施設の指定管理者について 二つの施設を指定管理者に管理させているが、指定管理者における一般管理費や本社費が、それ以外の経費合計と比べて多額（高率）ではないかと判断される。十分に実態調査を行い、一般管理費をもっと抑制できないか、適正な指定管理料実現に向けて見直しを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月16日 不定期での実地検査を行い、計画とのかい離が生じないように、実態調査を行うよう措置した。また、毎年度モニタリングレポート作成時に経費等の実態調査を行っており、引き続き一般管理費抑制に向け、指定管理者と協議を行っていく。</p>

<p>(8) 中心市街地の活性化について 若い世代の来街者が増加傾向にあるという分析を踏まえ、より一層のにぎわいの創出につながるような出店を誘導することが望まれる。空き店舗活用支援事業等を活用することで、引き続き中心市街地の活性化に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月11日 空き店舗等への補助制度について、従来、補助対象を小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等としていたが、平成29年度から中心市街地エリアに医療・福祉事業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業などの都市型産業を加えることにより、多様な人が出入りすることで、中心市街地のより一層のにぎわいの創出につながった。</p>
<p>(9) 中小企業向け融資制度について ア 融資資金の使途は運転資金や設備資金としている。適正額以上の貸付となっていないか市としても判断できるように、財務諸表から企業の運転資金とはなにかも理解できるよう改めて確認し、企業経営の見方や融資のあり方の基礎を再学習しておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 9月 5日 信用保証協会との勉強会を実施し、融資の基礎知識などの習得ができるよう措置した。</p>
<p>イ 本市の融資制度の利用実績に加えて、日本政策金融公庫や民間金融機関の貸出し状況や金利動向等、身近に得られるデータを収集することで、運転資金と設備資金別など中小企業の資金需要を把握し、利用しやすい制度設計を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 6月 1日 毎月発行される融資動向の資料にて情報収集に努めるとともに、金融機関との意見交換により情報の取得を行うよう措置した。</p>
<p>(10) 三重大学四日市フロントについて 三重大学と締結した協定に基づき設置された三重大学四日市フロントに対して、運営に必要な経費の一部を補助している。産業の振興・新たな産業の創出への対応について協力することで、産学官の連携を強化・推進し一層の地域産業の活性化に資するという補助金の目的を踏まえ、適切な運営がなされるよう指導すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月13日 三重大学四日市フロントとは、地域産業の活性化に資するよう事業進捗の確認や今後の取り組みについて、市の大学担当である政策推進課とも連携し、機会を捉え、意見交換を実施し、市の考えを伝えている。平成30年度についても、4月より意見交換を実施しており、引き続き実施していく。</p>
<p>(11) 新規産業創出事業補助金について 補助交付実績をみると、特定の業界に多い傾向が見受けられる。新技術・新製品の研究開発事業を行う中小製造業者を支援し、市内製造業の活性化を目指すという目的からして、広く補助制度の利用を促すことが必要である。制度利用により製品化された事例も含めて制度周知に努め、幅広い業界から利用されるように、公平性・透明性も十分に確保すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 2日 平成29年度については、9社に補助金交付を実施したが、その内訳は、窯業を始め、食品・電子部品・プラント製造と多岐に渡っている。昨年度より、本補助制度を含む市・県・四日市港管理組合の補助制度をまとめたパンフレットを作成し、商工団体、金融機関等への周知を実施した。平成30年度についても、パンフレットを配布しており、ホームページによる周知と合わせて、引き続き制度周知に努めていく。</p>



【観光・シティプロモーション課】

<p>共通（１）財産管理について＜所属長の抽出実査と記録保存の徹底＞                  担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質（破損、劣化、陳腐化）、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。                  所属長は、担当者の全点実査の５％を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ３月３０日                  平成２９年度末に全ての備品の実査及び所属長の抜き取り実査を行い、台帳との数量突合を行うとともに、実査記録を作成し文書に残した。今後も年度末には備品の実査を行い、その記録を必ず文書に残すことを徹底していく。</p>
<p>共通（２）委託業務について                  委託契約後は、業者牽制のため、経費項目ごとに業務実施中の現場の抽出実査を行い、契約事項の遂行の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ５月２５日                  委託契約後は、業者に対し日報や月報の提出を求めたり現場での打合せ時に実査する等確認を行っている。委託内容については多岐にわたるため、チェック項目等の絞り込みは難しい面もあるが、複数体制で確認を行う等適正性を保つよう業務にあたっている。</p>
<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成３０年 ５月３１日                  平成２９年度については、年間３６０時間を超えた職員数は６名と前年同様の結果となってしまったが、平成３０年度当初に決定した職員配置、業務分担について、所属長が各職員と面談し現状についての確認を行った。今後も時間外勤務の実績を注視し、以降の計画も踏まえたうえで職員の健康に配慮していく。</p> <p>【継続努力】 平成３０年１１月３０日                  平成３０年度は１１月現在、月平均３０時間を超えた職員数は６名と前年度同様の結果となった。時間外勤務の予定申請をもとに業務内容の確認等を行い、不要不急の業務ではないか、配分バランスに問題はないか等確認し改善することで時間外勤務の縮減に努めている。</p>

<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日          年度当初に所属長が各職員と面談し、職員配置、業務内容を含めた実態の聞き取りを行う中で個々の職員の心身の状態把握に努めた。また、ノー残業デー当日の朝礼において所属長からノー残業デーであることを周知し、さらに終業時には係長が係内の業務の進行状況を確認し帰宅を促すなど、今後も職場内の雰囲気づくりに取り組む。</p>
<p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】          * 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日          イベントの多い8月には、休日出勤が続き平日も業務が詰まっていることから振替もままならない状況であり、労災認定基準を上回る勤務状況の職員数は平成29年度も6名と前年度と変わらない状況となった。不要不急の業務については、時間外に取り組まない、業務の効率化を図る等、時間外勤務の縮減に直結する取り組みを進める。</p>
<p>エ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が見受けられた。業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員が健康を損ね、業務において過誤が発生するおそれがある。今後とも業務改善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜本的な選択・見直しをするとともに、説得力のある根拠に基づいて増員要求を行い、異常な労働環境を早急に改善すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日          平成29年度においては、課内で声を掛け合い、お互いに業務をサポートしあうことにより1,000時間を超える職員はいなかった。今後も勤務状況を注視しながら、適宜業務分担の見直しを図りバランスのとれた労務管理を行っていく。</p>

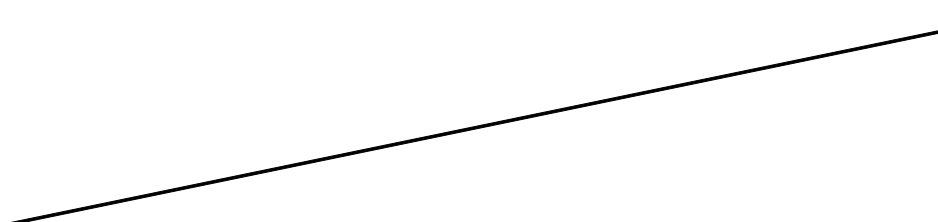
<p>共通（４）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月25日 改めて事務処理の指摘事項の確認を行い、見落としがちなポイントを課内全体で共有するなど定められたルールの徹底を図った。今後は庶務担当者、係長によるダブルチェックを行い、さらに課内での情報共有を図ることで全体の質の向上を図っていく。</p>
<p>（１）負担金の支出について 観光関連団体に負担金を支出しているが、その支出にあたっては、金額の算定根拠を確認するとともに、当該団体の活動が本市に及ぼす効果を検証すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 観光関連団体の活動が本市に及ぼす効果等の検証を行った結果、平成29年度に負担金を支出した9団体のうち1団体において平成30年度の支出を見送った。今後もその効果を検証し、適切な負担金の支出を行っていく。</p>
<p>（２）予算流用について 予算執行において多くの流用が見受けられた。予算流用は、予算執行上やむを得ない場合に限り認められるものである。今後は、予算積算の精度を上げ、流用は必要最小限度に止め、安易な流用は厳に慎むこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月25日 平成29年度については、39件と多くの流用を行う結果となってしまったが、平成30年度、改めて予算流用にあたっての課内ルールを徹底し職員に周知を図った。予算積算の際には見込むことのできなかった緊急の案件が発生した場合等、予算執行上やむを得ないものに限っての流用となるよう課内での意識統一を図った。</p> <p>【措置済】 平成30年11月30日 年度当初に確認した予算流用にかかる課内ルールに基づき、予算執行しており、平成30年度は11月現在1件の流用となっている。今後も予算執行上やむを得ないものに限っての流用となるよう課内で意識統一を図っていく。</p>
<p>（３）観光施設使用料について 本市が借り上げている物産観光ホールの一部を四日市観光協会に使用させ、その施設使用料を年度末に一括して収入している。施設使用料には施設に係る管理費、光熱水費及び使用料相当分が含まれている。施設使用料の収入時期について、本市が管理費、光熱水費及び使用料を支払う時期と同じ時期とすることができないか相手方と交渉すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年10月16日 四日市観光協会が本市が借り上げている物産観光ホールの一部を使用していることにより生じる施設使用料については、当該ホールにて行う観光案内所運営業務を当協会に委託することに伴い、本市が徴収していたものであるが、平成29年9月22日付総務部長・財政経営部長通知「行政財産及び市有物品を使用した形態の外部委託における使用料及び光熱水費等の実費弁償の徴収廃止について」に準じて、受託者である当協会からの施設使用料の徴収を廃止することとした。</p>

<p>(4) 本市の魅力の発信について 当所属の事業に関して各メディアに取り上げられた総件数を活動指標としており、一定の成果を上げている。引き続きこの件数を伸ばすよう努めるとともに、メディアに取り上げられる事業の実数にも注目し、メディアに対し多くの事業について情報提供を行い、本市の魅力の発信を推進すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月25日 活動指標をメディア掲載件数としていたが、イベント数とメディア掲載件数を併記することによってよりわかりやすい指標となるよう改めた。メディアによる情報発信は市内外広く情報発信できるだけでなく、シビックプライドの醸成にも寄与するため、今後も積極的かつ効果的な情報提供を行い、本市の魅力発信に努める。</p>
<p>(5) 観光大使について ア 現在、26名の観光大使を選任している。観光大使に観光施策に係る情報を提供し情報発信してもらうだけでなく、本市も観光大使の活動を市民に広報することにより、双方向性を持った観光のPRを推進すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 観光大使がより多く四日市市民と接点を持てるよう、市の事業等において今まで以上に活用していくとともに、市民に観光大使の活動を広報するため観光大使が参加するイベントの事前告知等の際に活動紹介を行った。</p>
<p>イ 観光大使が全国各地で本市の魅力・情報をより多く発信してもらうために、観光大使が本市に足を運んでもらう機会をできるだけ多く設け、本市の魅力を実感してもらえよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 観光大使が本市においてより多く活動できるよう、部長会議の場で周知し、各部局において活用機会の検討を依頼した。平成29年度では教育委員会発行のこども広報の紙面において観光大使を紹介したり、地区でのイベントに地元出身の観光大使にお越しいただくなど、新規での活用機会を作ることができた。今後も本市とのかかわりの場を設けていく。</p>
<p>(6) 実行委員会方式による花火大会等の運営について 四日市花火大会、大四日市まつりなどは、本市及び他の行政機関、商工会議所などの団体からなる実行委員会組織によって運営がなされており、当所属はその事務局となっている。</p>	

<p>ア 実行委員会方式が協賛金を集めるための手法として採用されている感があり、イベントの運営は構成員の協働ではなく本市の主動となっている。そのため、事故時等の責任体制が必ずしも明確でないという問題を含んでいる。実行委員会方式でイベントを実施することが適切なのか、見直しも含めて検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日          大四日市まつりや四日市花火大会は、四日市を代表する歴史的にも価値あるイベントであり、行政、企業、市民団体が、資金や人的資源を出し合って実行委員会を形成している。実行委員会では、イベントを企画段階から協働することによって、柔軟かつ積極的な事業運営が可能になり、行政単独では実現できない相乗効果が期待されるとして、運営した経緯がある。          実行委員会方式での、メリットを活かしながら責任体制の明確化などを図るため、今後も実行委員会と協議していくこととした。</p>
<p>イ 実行委員会に対し運営に係る経費を本市が補助金として交付しており、その運営においては公正性が求められる。業務委託などにおける業者の選定においては公平性を確保するとともに、その手続きを公にすることで透明性を図ること。そして、イベント終了後には、その改善すべき点・成果を検証し、次に開催するイベントの内容充実につなげること。          【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 5月31日          大四日市まつり、四日市花火大会などの各実行委員会において、業者選定や契約締結の際には、市内業者を優先するとともに内訳明細が記載された見積書の提出を求め、個々の明細ごとに過去の実績や他の事業における契約単価と比較検討を行いながら、仕様内容を見直し、複数業者から見積もりをもらうなど、今後も契約手続きの公平性、透明性に努めていくこととした。          また、イベント終了後の年度内には、必ず実行委員会を開催し、改善すべき点などを協議して次年度以降のイベントの内容充実に努めている。</p>
<p>(7) 協賛金の管理について          当所属は、四日市花火大会、大四日市まつりなどの実行委員会の事務局となり、当該イベントに対する協賛金を管理している。協賛金の管理について、徴収業務は職員が複数で行うなど、事故防止を徹底すること。          【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 4月23日          実行委員会事務局職員を兼ねている観光交流課職員9名が、協賛金依頼及び協賛金の事務についての課内会議を開催した。特に協賛金の徴収事務において事故につながらないよう担当職員以外の職員が複数で対応するなどの事務運用について確認を行った。</p>

<p>(8) コンベンション機能推進事業について 主催者に補助金を交付することで市内施設を会場としたコンベンションの開催を推進しているが、それによって市内における経済波及効果がどれくらいあったか検証がなされていない。主催者にアンケートを実施するなどして、その効果を検証・評価し、補助金交付の適正性を確保すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 実績報告の際には市内宿泊施設への宿泊者数の報告を受けており、市外からの来街者数について把握している。経済波及効果については概算ではあるが宿泊者数をもとに把握しているところであり、滞在期間中に平均約5,000円の滞在費を支出されている。主催者に対しアンケートや直接ヒアリングを実施しており、そうした主催者の声や実績報告の内容をもとに今後も補助金交付の適正性を確保していく。</p>
<p>また、コンベンションの開催に関する情報を、タクシーをはじめとした公共交通機関に提供し、効果的な連携・協力を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 円滑なコンベンション運営が図れるよう、観光協会等と連携し情報共有の体制づくりを行った。大規模なコンベンション開催時等には必要に応じ、観光協会を通じてタクシー協会等に情報共有を行っている。</p>
<p>(9) 内部事務管理の抜本的見直しについて 全体を通して人、物、情報の管理が極めて弱い。早急に労務管理、財産管理、契約管理、文書等の情報管理など全ての内部事務管理業務を総合的に見直して改善すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月25日 改めて現状の内部事務管理業務について確認し、必要に応じて修正を行った。今後は、庶務担当者、係長においてダブルチェックを行ったり、課内での情報共有を密にすることで内部事務管理業務の質の担保を図っていく。</p>
<p>(10) 時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化しており、非常に過重な業務となっている。時間外勤務の中身を分析し、過重となっている業務について、同種の事業を実施している他市を参考にするなどして業務の省力化を進め、場合によっては、より効率的・効果的な外部委託を推進するなど、抜本的な時間外勤務の縮減策を講じること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日 過重な業務量であったため、これまでも人員要求を行ってきたが、平成30年度から1名増員された。また、平成30年度の機構改革により事務分掌が見直されたことに伴い、改めて個人の業務量の平準化を図った。また、委託内容の精査を行う中で外部委託の推進を検討するなど、今後は時間外勤務状況を注視しながら、さらなる業務の効率化を図り時間外勤務の縮減に努める。</p> <p>【継続努力】 平成30年11月30日 平成30年度は1名増員されたことに伴い、時間外勤務のトータル時間を11月末現在で約20%縮減することができているが、それでも過重な業務量となっている。業務の省力化に向け、大型外国客船寄港時の警備等、委託が可能な業務について外部委託できるよう来年度の実施に向け進めていく。</p>
<p>(11) 委託契約について ア 業務委託においては、委託契約前に契約先から提出された見積計算書の各経費項目ごとに委託を予定する業務内容を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月25日 業務委託については安易に委託契約することのないよう、業務内容を事前に十分検討するとともに必要経費の妥当性について都度検証を行うよう職場内での確認を行った。今後は経費を含めた委託内容を庶務担当、係長が十分チェックを行ったうえで委託を行うよう徹底した。</p>
<p>イ 契約書において、委託料の支払や履行報告については「仕様書のとおり」と記載されているにもかかわらず、仕様書が添付されていない事例が見受けられた。契約書の内容に不備がないよう精査すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月25日 契約書の内容について、不備のないよう改めて職場内で確認を行った。今後は起案文書の内容を庶務担当者、係長がダブルチェックを行ったうえで契約を取り交わすよう改めた。</p>

【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】

<p>共通（１）財産管理について＜所属長の抽出実査と記録保存の徹底＞          担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質（破損、劣化、陳腐化）、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。          所属長は、担当者の全点実査の５％を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】          上記対象課～【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ３月３１日          土地・建物・工作物については、財産毎に担当者を割り振り、年度末に台帳照合及び状態確認の実査を行い、その後、所属長による抜き取り実査（５％）を行った。          備品については、庶務担当者による実査を年度末に行い、その後、所属長による抜き取り実査（５％）も行った。</p>
<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について          時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】          上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【継続努力】 平成３０年 ５月３１日          平成２９年度に時間外勤務が年間３６０時間を超えた職員は１０名であり、前年度と比較して３名減少した。引き続き、所属長による職員の面談や、時間外勤務の実査による実態把握と分析を行うことで、業務の平準化、効率化を図り、時間外勤務時間の縮減に努める。</p> <p>【継続努力】 平成３０年１１月３０日          平成３０年４月から１１月までの時間外勤務の月平均は、一人当たり３０．４時間であり、平成２９年度の同時期の３７．９時間から減少した。引き続き、時間外勤務の実査による実態把握と分析を行うことで、業務の平準化、効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>

<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日</p> <p>所属長による職員の面談やこまめな声掛けなどにより、特定の職員に業務が集中することがないよう、各職員の業務内容の実態及び心身の健康状態を把握し、業務の平準化及び適正化に努めるとともに、ノー残業デーの実施などによる時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日</p> <p>毎週水曜日には、所属長が朝礼で定時退庁を呼びかけるとともに、終業時に声を掛けて帰宅を促すなど、ノー残業デーの実施やワークライフバランスの促進に努めている。今後も、各職員の心身の健康状態を把握するとともに、業務の平準化及び適正化に取り組み、時間外勤務の縮減に努める。</p>
<p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日</p> <p>平成29年度においても、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員が3人いたため、特定の職員に業務が集中することがないよう、職員同士の相互協力や応援体制を構築するとともに、各職員の業務の平準化及び適正化に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日</p> <p>平成30年4月から11月においては、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員はいなかった。今後も、特定の職員に業務が集中することがないよう、業務の平準化に取り組み、職員の健康管理に努めていく。</p>



<p>エ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が見受けられた。業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員が健康を損ね、業務において過誤が発生するおそれがある。今後とも業務改善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜本的な選択・見直しをするとともに、説得力のある根拠に基づいて増員要求を行い、異常な労働環境を早急に改善すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 平成29年度においても、時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が1人いたため、特定の職員に業務が集中することがないよう、職員同士の相互協力や応援体制を構築するとともに、各職員の業務の平準化及び適正化に努める。</p>
<p>共通（4）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 平成30年4月から11月において、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員はなく、年間1,000時間を超える職員はいない見込みである。引き続き、特定の職員に業務が集中することがないよう、業務の平準化に取り組み、職員の健康管理及び労務管理に努めていく。</p>
<p>（1）現金等の管理について 当所属が事務局となり、各団体の預金通帳と印鑑を預かって保管している。通帳と印鑑は別々に保管するとともに、所属長の随時実査を行うなど引き続き事故防止を徹底すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年 4月28日 総務部から提供されている「適正な事務事業推進のためのチェック事項」の内容及び活用を職員全員に改めて周知徹底するとともに、文書取扱主任を中心とする、係長以上の職員による複数の目でのチェック体制の強化を図った。</p> <p>【 措置済 】 平成29年 4月28日 通帳と印鑑は別々に保管するとともに、保管場所の鍵は課長が保管している。引き続き事故防止を徹底するよう努める。</p>

<p>(2) 備品管理について 使用不能や破損等で備品を廃棄する場合には、処分前と処分後に実査して確認するとともに、事故防止のため、客観的な証拠として、処分した際の写真（処分前と処分後）を決裁文書に添付して記録を残すこと。 【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月28日 使用不能や破損等で備品を廃棄する場合には、実査して確認するとともに、事故防止や客観的な証拠として、廃棄する備品の写真を決裁文書に添付し記録を残すよう、担当職員に対して指導した。</p>
<p>(3) 委託契約について 請書において、委託料の支払について「仕様書に定めるとおり請求するものとする。」と記載されているが、仕様書がなかった事例が見受けられた。支払方法を記載した仕様書を定めること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月28日 今後このような不備がないよう、職員全員に改めて周知徹底するとともに、文書取扱主任を中心とする複数の目でチェックするよう指導した。</p>
<p>(4) 三重県農業共済組合派遣職員について 平成29年3月31日に三泗鈴亀農業共済事務組合が解散し、平成29年4月1日に三重県農業共済組合へ統合されている。これに伴い組合への派遣職員が順次市に戻るようになる。農水振興課における業務量と職員配置のバランスを改善し、時間外勤務時間の縮減につなげられるよう、派遣終了の際には派遣元である農水振興課職員として配置されるように人事当局に働きかけること。【要望事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日 派遣終了職員2名のうち、1名は農水振興課農業センターに配置されることになった。三重県農業共済組合に残る職員1名についても、平成30年度末で派遣終了となるため、農水振興課職員分として配置されるよう、人事当局へ働きかけたい。</p>
<p>(5) 年次休暇の取得促進について 時間外勤務時間の多い職員は、年次休暇取得日数が非常に少ない傾向にある。所属長は時間外勤務の縮減だけでなく、年次休暇も適切に取得できるように組織体制を早急に改善し、労務管理を徹底すること。 【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【継続努力】 平成30年11月30日 農水振興課における業務量と人員配置のバランスを改善し、適正な人員配置となるよう、引き続き人事当局へ働きかけていく。</p>
<p>(5) 年次休暇の取得促進について 時間外勤務時間の多い職員は、年次休暇取得日数が非常に少ない傾向にある。所属長は時間外勤務の縮減だけでなく、年次休暇も適切に取得できるように組織体制を早急に改善し、労務管理を徹底すること。 【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日 特定の職員に業務が集中することがないよう、職員同士の相互協力や応援体制を構築するとともに、各職員の業務の平準化及び適正化を図り、年次休暇を適切に取得できるよう努める。</p> <p>【継続努力】 平成30年11月30日 特定の職員に業務が集中することがないよう、また、年次休暇が適切に取得できるよう、引き続き、業務の平準化に取り組み、職員の健康管理及び労務管理に努める。</p>

<p>(6) 時間外勤務の縮減について 特に時間外勤務が多い職員が、本来の業務以外の選挙事務などの特殊要因による時間外勤務も多くなっている。職員の時間外勤務の縮減のため、特殊要因による業務は極力行わせないように配慮すること。【改善事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 特に時間外勤務が多い職員は、時間外勤務の縮減のため、特殊要因による業務は極力行わせないように努める。</p>
<p>(7) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 特に時間外勤務が多い職員については、引き続き、職員の相互協力のもと、イベントや選挙の動員など特殊要因による業務は極力行わせないように配慮していく。</p>
<p>(8) 指定管理者への指導監督について 指定管理者への指導監督が不十分で、業務の履行状況や事業計画の進捗実態を把握しきれていない。事業報告の「現場確認」や「比較分析」などによる内容精査やより精度の高いモニタリングの実施等により、指定管理者への牽制体制を構築すること。また、利用者数の増加やサービスの向上につながるよう業務改善を要求するなど、指定管理者への指導監督を徹底すること。【改善事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 検討中 】 平成30年 5月31日 決算時において、主な事業の成果を取りまとめているが、一部の指標について、数値の取り方を見直していく。また、総合計画の目指すべき都市像である、基本目標の実現に向けては、現状の任務目的、成果・活動指標、目標値より適切で効果的なものがないかを検討している。</p>
<p>(8) 指定管理者への指導監督について 指定管理者への指導監督が不十分で、業務の履行状況や事業計画の進捗実態を把握しきれていない。事業報告の「現場確認」や「比較分析」などによる内容精査やより精度の高いモニタリングの実施等により、指定管理者への牽制体制を構築すること。また、利用者数の増加やサービスの向上につながるよう業務改善を要求するなど、指定管理者への指導監督を徹底すること。【改善事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 業務棚卸表の目標値の設定にあたっては、各事業や課題に対する具体的な取り組みが適切に反映されるよう見直しを行っている。</p>
<p>(8) 指定管理者への指導監督について 指定管理者への指導監督が不十分で、業務の履行状況や事業計画の進捗実態を把握しきれていない。事業報告の「現場確認」や「比較分析」などによる内容精査やより精度の高いモニタリングの実施等により、指定管理者への牽制体制を構築すること。また、利用者数の増加やサービスの向上につながるよう業務改善を要求するなど、指定管理者への指導監督を徹底すること。【改善事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 指定管理者の事業計画の進捗状況等を把握できるよう、また、指定管理者への指導監督が十分に行えるよう、常日頃から相互に連絡を取り合うとともに、現場確認や比較分析などを行い、指定管理者への牽制体制を整える。また、より一層の市民サービスの向上が図れるよう、指定管理者との協議を図っていく。</p>
<p>(8) 指定管理者への指導監督について 指定管理者への指導監督が不十分で、業務の履行状況や事業計画の進捗実態を把握しきれていない。事業報告の「現場確認」や「比較分析」などによる内容精査やより精度の高いモニタリングの実施等により、指定管理者への牽制体制を構築すること。また、利用者数の増加やサービスの向上につながるよう業務改善を要求するなど、指定管理者への指導監督を徹底すること。【改善事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 引き続き、業務の履行状況や事業の進捗状況について現場確認や比較分析を詳細に行うとともに、指定管理者との連絡調整を密に行い、より一層の市民サービスの向上につなげていく。</p>

<p>(9) 有害鳥獣対策について サル、イノシシ、シカ等の生息域が拡大傾向にあり、これら有害鳥獣による農作物への被害は深刻なものとなっている。対策を求める市民の声も多く、駆除頭数をより増加させるなどさらに対策を強化すること。 【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 農作物等への被害の軽減を図るため、野生ザル行動調査・監視業務や、有害鳥獣捕獲業務に努めるとともに、侵入防止施設（電気柵等）を利用した未然防止対策や、その他被害防止対策の普及啓発や住民による追い払いなどの対策を図っていく。</p>
<p>(10) 地場製品のPR推進について ア かぶせ茶について、消費拡大につながるよう、広く味を知ってもらう取り組みが必要と考える。「かぶせ茶のおいしい入れ方&amp;料理教室」の回数を増やすなど、より多く市民に知ってもらえるようなPRを推進すること。【要望事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 引き続き、野生ザル行動調査・監視業務や、有害鳥獣捕獲業務に努めるとともに、侵入防止施設（電気柵等）を利用した未然防止対策や、その他被害防止対策の普及啓発や住民による追い払いなどの対策を図っていく。</p>
<p>イ 農業センターで生産している組織培養苗は、生産物の高品質化につながっているなど、産地としての市場評価が高く、昨年G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議の装飾にも使用された。こうした優れた良質な苗を提供しているので、農業センターのホームページだけでなく、四日市のホームページにも掲載するなど、積極的に広くPRを行うべきである。 【要望事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 地場産品である「かぶせ茶」については、引き続きより多くの市民に知ってもらえるようPRに努めるとともに、商工課、観光交流課とも連携し、PRの拡大に努める。また、平成30年4月に移転新設した茶業振興センターは、調理体験室や社会見学等に対応するための研修室等を設けており、「お茶」を広く市民に親しんでもらえる施設として活用する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成30年11月30日 平成30年度は、移転新設した茶業振興センターにおいて、8月に「かぶせ茶のおいしい入れ方&amp;料理教室」を開催し、年度内に2回目の開催を予定している。今後も、他部署と連携しながら、「かぶせ茶」を市内外に広くPRすることで、「かぶせ茶」の消費拡大を図っていく。また、『四日市かぶせ茶レンピ』の第2弾を作成中であり、消費振興や料理教室等で活用していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 生産物を高品質化し、優れた良質な苗を提供できるよう、引き続き組織培養苗事業に取り組むとともに、商品を広く周知できるPR方法に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 市のホームページでは、生産者情報やイベントトピックス等を掲載している。組織培養苗にかかわらず、品質の優れた生産物についても積極的にPRを行っていく。</p>

<p>(11) ふれあい牧場の来場者数について ふれあい牧場の来場者数が前年度比約1万人減と大きく減少している。指定管理者への指導監督を徹底するとともに、市の観光資源として効果的なPR方法を検討し、来場者数を増加させること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課・農業センター】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 平成28年度については、天候不順の影響もあり来場者は減少したが、平成29年度については、目標を達成した。今後は、冬季に完全休業していた売店を土日に開業するだけでなく、新商品の提供など来場者の増加に向けての方策を指定管理者と検討していく。</p>
<p>(12) 多面的機能支払交付金事業について 1 団体あたりの交付金額が大きいものがあり、また5か年計画の交付金事業でその間の交付金の次年度繰越しが比較的容易な制度となっている。最終的に交付金を使いきれなかった場合、制度としては返還してもらうことになっているが、非常に緩い交付金事業となっている。チェック機能を強化し、透明性、公平性を確保すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年11月30日 平成28年度は天候の影響により来場者が最終的に約7,000人の減となったが、平成29年度は前年度比5,000人増となった。平成30年4月からは、コーヒーやカフェオレといった牛乳を使用した新商品の販売を行うなど、来場者の増加に向けた取り組みを始めており、平成30年度の来場者数は計画通りに推移している。</p>
<p>(13) 市場内流通の増加について 牛に関しては、市場上場頭数が、と畜頭数の約5分の1にとどまっており、市場内流通の割合が低い状況にある。食肉地方卸売市場における取扱量を安定的に確保するためにも、市場内流通を増加させる効果的な取組みについて研究すること。【要望事項】 上記対象課～【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 事業対象者である地域団体を指導するとともに、交付金事業にかかるチェック機能の強化を図り、透明性、公平性が保てるよう努める。</p> <p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 交付金事業にかかるチェック機能を強化し、透明性、公平性の確保に努めるとともに、事業対象者である地域団体を指導する。</p> <p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 当施設の牛の流通形態は、地域の食肉事業者が契約牧場や家畜市場など場外で買い付けた牛を、当施設でと畜解体のみ委託して枝肉等で搬出するという市場取引を経由しない形が多くを占めている。しかし、市場上場頭数を確保することが重要であることから、県市の市場機能強化対策事業の出荷上場促進事業をより有効に活用するなど、市場運営の健全化や卸売業者の経営安定を図るための取組みを研究していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 引き続き、市場上場頭数確保に努めるとともに、市場運営の健全化などを図るための取組みを研究していく。</p>

<p>(14) 年度報告書の作成について 農業センターが行う試験研究や調査に関して、成果を進捗状況や課題とあわせてとりまとめた年度報告書を作成すること。また、それを広く地域や他の行政機関に配布するなどして、農業センターの意義を周知すること。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課・農業センター】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 活動実績を年度報告書としてまとめ、農林水産施策の概要や、市勢概要において掲載するだけでなく、ホームページにおいて掲載することで広く発信していき、広範囲に農業センターの活動を知らしめていく。併せて、他の行政機関とも意見交換を行い、情報収集等を図っていく。</p>
<p>(15) 事務分掌の見直しについて 農水振興課と農業センターの業務について、四日市市役所処務規程に定められた事務分掌と実態が合っていないところが見受けられた。業務内容の検証を行い、必要に応じて事務分掌を見直すこと。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課・農業センター】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 農業センターのあり方について、見直しを行っているところである。今後は、業務内容の検証を行い、実態に沿った事務分掌へ見直しをしていく。</p>
<p>(15) 事務分掌の見直しについて 農水振興課と農業センターの業務について、四日市市役所処務規程に定められた事務分掌と実態が合っていないところが見受けられた。業務内容の検証を行い、必要に応じて事務分掌を見直すこと。【改善事項】 上記対象課～【農水振興課・農業センター】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 引き続き、農業センターのあり方について見直しを行っているところであり、必要に応じて実態に沿った事務分掌へ見直しを行っていく。</p>
<p>(16) 認定農業者への支援について 認定農業者ごとに年間の収支状況を十分に把握し、採算ラインを下回っている者に対しては、継続して支援をしていくなど農業の担い手の育成に努めること。【要望事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 認定農業者が行う新たな取り組みに対し、機械・施設整備等を支援するとともに、農産物のブランド化・6次産業化など、自家農産物の高付加価値化に取り組む農家を育成・支援することで、引き続き農業経営の安定・強化を図っていく。また、県の普及指導員や農業協同組合職員等関係機関と連携し、課題に対し支援していく。</p>
<p>(16) 認定農業者への支援について 認定農業者ごとに年間の収支状況を十分に把握し、採算ラインを下回っている者に対しては、継続して支援をしていくなど農業の担い手の育成に努めること。【要望事項】上記対象課～【農水振興課】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 引き続き、県や農業協同組合等関係機関と連携し、認定農業者の営農上の諸課題に対応するとともに、認定農業者の取り組みを支援することで、経営の安定・強化を図っていく。</p>
<p>(17) 種苗提供について 農業センターが提供する種苗には新品種として登録出願したものもあるが、四日市産としてすでに市場に出回っているものについて、現状をどう守り育てていくか、さらに高い付加価値を生むように取り組んでいくこと。【要望事項】上記対象課～【農水振興課・農業センター】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年 9月30日 今後の種苗供給については、市場動向を見ながら産地として市場評価を高めていけるよう、農家と生産計画の検討を重ねていく。また、生産物の商品化や販売のスキルアップのための講座を開催するなど、生産物の高付加価値化に向けて取り組んでいく。</p>

【けいりん事業課】

<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成３０年 ５月３１日                  平成２８年度、２９年度ともに時間外勤務が年間３６０時間を超えている職員が１名いたため、平成３０年度は業務分担の見直し等により、時間外勤務の縮減を図っている。毎朝朝礼にて業務分担を確認し、今後、職員の各月の時間外勤務状況を確認して、必要に応じて業務分担を変更し、時間外勤務の縮減を図る。</p> <p>【 措置済 】 平成３０年１１月３０日                  朝礼での業務分担の確認と職員の各月の時間外勤務状況を確認することにより、必要に応じて業務分担の変更を行うとともに、業務の効率化を図ることで時間外勤務の縮減に努めている。現時点で時間外勤務が１８０時間を超える職員はなく、平成３０年度は時間外勤務が年間３６０時間を超える職員はない見込みである。                  今後も現在の取り組みを継続すると共に、更なる効率的な業務の遂行を図るため、さらに役割分担の見直しなどを検討し、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成３０年 ５月３１日                  平成３０年度の本場非開催時の勤務については、試行的に、原則平日のナイター場外開催時における１７時１５分以降の勤務、土日祝日の場外開催時における全日勤務をなくすなど、勤務形態の見直しを図るとともに、業務の効率化や省力化などを図り、時間外勤務の縮減に努めている。また、各月の勤務予定表に基づき、計画的に休暇を取得するなど、職場改善に取り組んでいる。</p> <p>【 措置済 】 平成３０年１１月３０日                  平日のナイター場外開催時における１７時１５分以降の勤務をなくす等の勤務形態の見直しを行うとともに、業務分担の変更や業務の効率化を図ることにより、平成２８年度及び２９年度と比較し、平成３０年度は時間外勤務の縮減及び年次休暇の取得が促進されている。</p>

<p>共通（４）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 「適正事務の手引（適正な事務事業推進のためのチェック事項等）」も利用し、内部事務管理の改善を行っている。支出命令書など会計書類については、担当者が変更となった場合でも事務が誤って処理されないように、複数の職員が確認をしている。また、業務精度の向上のために、各業務に主担当・副担当を充てるとともに、課内会議による職員間での情報共有や啓発等を行っている。今後も継続して内部事務管理の改善を図る。</p>
<p>（１）委託契約について 委託業務の完了時に受託者から提出される履行報告書について、受託者名の表記がなされていない事例が見受けられた。受託者名の表記された履行報告書の提出を求めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 該当の受託者から、受託者名の表記された履行報告書の提出を受けた。</p>
<p>（２）本場開催における入場者数の確保について 様々なファンサービス等により、本場開催における入場者数の確保に努めているが、競輪場は暗くて汚い印象がある。入場者を受け入れる施設等の改修については、現在整備計画に基づいて改修を進めているが、単に施設等の更新にとどまらず、見た目も明るくきれいだと感じられるものとする。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 従前から、ナイター競輪開催時は、場内投票所や南北入場門のイルミネーション装飾による演出を実施し、競輪場全体の見た目の向上に努めているが、平成29年度においては、全日本選抜競輪（GI）開催を契機に見目が明るくきれいになる点も考慮し、南北入場門の塗装、場内各所の案内サインの更新・設置、各所トイレの改修、女性こどもルームの改修、ファミリールームの新設等を実施した。</p>
<p>（３）開催経費の精算について 競輪の開催にあたっては、多額の資金が資金前渡払いされるが、旧年度の資金が預金口座に残っている状況が見受けられた。各節の開催終了後には速やかに精算をし、適切な経理処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月16日 平成29年度における3月までの各開催について、全国の臨時場外車券売場との確認後、速やかな開催経費の精算に努め、適切に経理処理を行った。</p>
<p>（４）全日本選抜競輪（GI）の開催について 本市では初開催となる全日本選抜競輪（GI）は、全国から注目されるビッグレースであることから、本市の魅力のPRはもとより、名古屋からのバス運行など本場への来場促進や新たな競輪ファンの開拓に努め、成功裏に終えることができるよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月12日 開催期間中の競輪CS放送（衛星放送）において、各レース前に本市の地場産品や観光スポットを放映するなどPRを行った。また、近鉄名古屋駅構内やJR東海（名古屋エリア）電車内におけるポスター掲出、ファミリー向けのイベント等を実施するとともに、近鉄四日市駅発ファンバス（JR四日市駅経由）の増便や臨時駐車場の設置等により、本場への来場促進と新たな競輪ファンの開拓に努めた。車券売上高については、全国的な寒波の影響や有力選手の欠場などにより目標額に達しなかった。</p>



<p>(5) 年次休暇の取得について 土日祝日開催や通年ナイター開催に対応するため、特殊な勤務形態であることから、平成27年度及び28年度においては、年次休暇の取得日数が0日(4時間)となっている。業務内容を再確認し改善を図るとともに、年次休暇が取得できる体制となるように説得力のある資料によって増員要求を行い、早急に労働環境の改善を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 平成29年度は、本市で初開催となる全日本選抜競輪(GI)の開催業務もあったため、年次休暇の取得日数を増やすことはできなかったが、平成30年度の本場非開催時の勤務については、試行的に、原則平日のナイター場外開催時における17時15分以降の勤務、土日祝日の場外開催時における全日勤務をなくすなど、勤務形態の見直しを図っている。また、増員要求により、平成29年度の5名から平成30年度は6名の職員配置(再任用職員1名増)となったことから、業務内容の再確認と改善を図り、年次休暇の取得に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 平日のナイター場外開催時における17時15分以降の勤務をなくす等の勤務形態の見直しや1名職員が増員したこと等の取り組みによって、現在、最も取得している職員で年次休暇を5日間取得しており、取り組みの効果があったといえるものの、全体的に取得時間は少なく、年次休暇を取得できていない職員もいる。そのため現在の取り組みを継続すると共に、これまで以上に業務分担の見直し、業務内容の共有化に力をいれ、誰もが年次休暇を取得できるよう労働環境の改善を図る。</p>

<p>(6) 競輪事業の調査研究について ファンの高齢化等により、全国の車券売上額が減少傾向にあることから、開催に向けての準備調査だけでなく、150億円以上の売上高のある巨大な事業であることを認識のうえ、競輪事業のあるべき姿について再度抜本的な研究を行い、今後の競輪事業の方向性を示すことができるように努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 平成19年度から年間を通して普通競輪のナイター開催を実施している四日市競輪として、ナイター開催の特別競輪であるサマーナイトフェスティバルも平成20年度と平成24年度に誘致し、全国に四日市競輪の特色を示してきた。今後、このナイター開催の特色をさらに強くPRするため、これに影響する経済産業省産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会における議論（今後の競輪の方向性等）の推移を注視しつつ、事業展開を図っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 平成30年11月30日 全国の競輪事業の売上は、平成3年以降減少傾向となり、平成26年以降は回復基調にあるがGグレードが大きく落ち込むなど依然として低迷している。今後も少子高齢化の進展や消費増税による余暇支出の縮小等競輪事業を取り巻く環境の変化により大きな影響を及ぼすことが予想される。また、抜本的な改革の道筋を示すべき国、中央団体の具体的な方向性や事業の展開も未だ明確に決まっていない。 このような状況の中、四日市競輪として、中期的には、ナイターに特化した事業展開を図り、車券売上の向上に努め地方財政に寄与するという競輪事業本来の目的を果たすと共に、競輪事業に対する市民イメージの向上、競輪事業への市民理解を深めるといったことも併せて取り組むことにより、市民にとって有益で身近な親しまれる四日市競輪を目指す。そうしたことから「ナイター競輪に特化した事業展開」、「バンク開放等を積極的に行い、市民に開放された場所を提供」、「大規模な施設整備は行わない」という3つの項目からなる中期的な基本方針を構築し、活性化に向け、取り組みを行っていくこととした。 特に、売上向上に直接つながる「ナイター競輪に特化した事業展開」の具体策として、平成19年度から年間を通して普通競輪のナイター開催を実施している四日市競輪の特色を活かし、これまで以上にナイター競輪に特化することで更なる経営の安定化を図るため、平成31年度は記念競輪のナイター化及び収益率の高いミッドナイト競輪を実施する予定である。</p>

(7) 車券売上高の統計調査について

前年度と比較して、本場入場者数は約1,000名減少したが、本場売上高は約700万円増加している。一方、電話投票の利用者数は増加したものの、売上高は減少しているが、その要因分析は明解性を欠く。各種車券売上高や入場者数、電話投票利用者数などを過去にさかのぼって統計調査し、時系列に、売上内容別、利用者層別及びシーズン別などの傾向分析を行うこと。また、他場との比較や四日市との競合関係など、その動向について分析、研究を行い、今後の事業戦略に生かす取組みを再実施すること。【改善事項】

【 継続努力 】 平成30年 5月31日

前年度は、3年に1回開催している昼間開催の西日本カップ競輪の入場者数がファミリー層を含めて多く、1人当り売上が小さかったことなどから、西日本カップ競輪のない平成28年度は、本場入場者数が減少したものの、本場売上高は増加した。また、電話投票は、前年度と比較し、ナイター開催の他場との日程重複割合が多く、売上を他場と分け、1人当り売上が減少したことなどから、平成28年度は、ナイター開催日数が増えて利用者数が増加したものの、売上高は減少した。

各種車券売上高や入場者数などを統計調査して傾向分析し、ナイター開催ではガールズケイリンの開催がある場合、入場者数が増えることや、ナイター開催の日程が他場と重複する場合、電話投票や臨時場外車券売場の売上が減少することなどを再確認した。また、競合関係となる他場のナイター競輪やミッドナイト競輪への参入予定などを調査し、全国レベルでの事業展開にも注視し、今後の事業戦略を研究していく。

各種車券売上高は、出場選手を含めて様々な要素により増減することから、今後、統計資料の更新、より効果的な分析手法の検討等に努め、要因分析の向上を図る。

【 措置済 】 平成30年11月30日

今後の四日市競輪の事業戦略を立てるにあたり、各種車券売上高や入場者数などを統計調査して傾向分析を行った。その結果、今後の事業戦略を立てる際に影響する大きな要因として、開催日程の重複と記念競輪の全国的な売上減少が挙げられる。

四日市競輪においてナイター競輪の開催日程が他場と重複した場合、単独開催と比べて1日当たりの車券売上高（平成29年度）を比較すると、電話投票においてF Iで約5800万円、F IIで約7000万円、臨時場外車券売場においてF Iで約2800万円、F IIで約5300万円減少することが確認できた。現在もナイター競輪に参入する施行者は増加しており、平成31年度には新たに4施行者が実施する見込みであり、今後更なる日程の重複が予想される。従って、日程重複を避け、利益を一層確保するために、試行的に平成31年度にF IIナイター1節3日間をミッドナイト2節6日間に振替えて実施する予定である。ミッドナイト競輪を実施した場合、現行どおりF IIナイターを実施した場合と比べ、約3200万円の収益向上が見込まれる。

今年度上半期に全国で昼間開催された記念競輪の車券売上高の平均が49.2億円であり、昨年度と比べて8.6%の減少であった。現行どおりの昼開催と現在試行的に実施されている記念競輪のナイター開催（F IナイターからG IIIナイターへの振替開催を含む）を行った場合と比較すると、ナイター開催の方が車券売上額で12.1億円、収益で0.89億円の向上が見込まれる。この取り組みは全国で2場を上限としているため、国、中央団体にオールナイター場としての四日市競輪の特性や強みをアピールした結果、平成31年度に開催できることとなった。

今後も統計資料の更新や様々な角度からの分析の精度をあげ、事業戦略に活かしていく。